令和5年度 鹿児島県立鹿児島聾学校「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、いじめ防止対策推進法第13条を受けて、鹿児島聾学校の全ての幼児児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての幼児児童生徒を対象 に、全職員でいじめに向かわせないための未然防止に取り組みます。

また、いじめについては、「ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている」「まだ気付いていないいじめがある」「1件でも多く発見し、1件でも多く解決する」という基本認識を持ち、幼児児童生徒が発する小さなサインを見逃さずに、早期発見・早期対応に努めます。家庭や関係機関等と連携を図りながら、学校を挙げて組織的に対応します。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった 児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第2条)

2 いじめ防止等のための校内組織「生徒指導委員会」の設置

校長、教頭、事務長、各学部主事、養護教諭、各学部生徒指導主任、進路指導主任、 対象幼児児童生徒の学級担任、学年主任、学科主任、(外部有識者)からなるいじめ防 止等のための校内組織「生徒指導委員会」を設置します。

【生徒指導委員会】

<内容>

- ・ いじめ防止等の取組の検証
- 教職員への共通理解と意識啓発
- 児童生徒や保護者に対する情報発信と意識啓発,意見聴取
- いじめに対する措置(いじめ事案への対応)

保護者との連携

- 学級PTA,学年PTA, 学 PTA、PTA総会等 の活用
- 教育相談等の充実

学校の取組

- 〇 未然防止
 - 児童生徒の人権を尊重すること を第一とした教育活動の展開
- 「いのち・いじめ」取組月間の 設定
 - 「いじめ問題を考える」週間の 設定
 - 教職員研修の実施
 - 児童生徒会・人権同和教育係と 〇 デフキッズ 等 の連携
- 〇 早期発見
 - アンケートの実施
 - 教育相談週間の設定
- 〇 対応
 - ・ 被害者,加害者への適切なケア 及び指導
 - ・ 保護者への説明
 - 外部有識者の活用

県教委との連携

- いじめ防止等の指導
 - 助言
- 研修等への講師派遣

関係機関との連携

- 〇 警察
- 〇 児童相談所
- 〇 医療機関